

第4条（報酬）

乙の本業務に対する報酬は候補者が甲に就労した場合に当該候補者の甲における理論年収の35%とする。

2 前項「理論年収」とは、採用者の月次給与の12箇月分及び理論上の通年賞与を含むものとする。通勤手当や超過勤務手当（残業手当）は含まない。ただし、インセンティブ、残業手当、報奨金及び一時金等を内定時に提示する場合には、これを理論年収に含めて計算する。年俸制の場合は年俸額を適用する。

3 候補者が乙を経由せずに就労した場合も、その就労が、乙が候補者を甲に最初に紹介した日から1年以内である時は、甲は乙に第1項に基づく報酬を支払うものとする。

4 甲が乙に対して負う本業務の対価としての金銭債務は、第1項において規定した金額のみであり、本業務に要する調査費用、交通費及びその他一切の経費は乙が負担する。

第5条（支払義務発生時期・支払方法）

甲の乙に対する報酬の支払義務は、候補者の勤務日に発生し、乙は同日付けで甲に対して請求書を発行する。甲は入社月の末日までに、請求額の全額を乙指定の銀行口座に振込むものとする。振込みにかかる手数料は甲の負担とする。

第6条（消費税）

報酬には消費税額を含まないものとし、甲は報酬にかかる法定の消費税額を報酬に加算して乙に支払うものとする。

第7条（保証）

採用者が、勤務日から起算して3箇月未満に専ら当該採用者の責による解雇または一身上の都合で退職した場合は、乙は第4条および第5条に基づき既に甲から受領した当該採用者についての報酬の次の期間に対する割合分を退職した日の属する月の翌月末までに甲に返還する。

3箇月未満・・・第4条算出額の同50%

但し、その名目上もしくは形式上の理由に関わらず、退職等が、甲の内定者に対する処遇、その他の労働条件が就労時の労働契約の内容と実際には著しく異なることに起因する場合、または、甲の採用者に対する法令違反行為に起因する場合はこの限りではない。